

令和5年10月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	新田市前地区 (市第一、金井、杉、本郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

地区内の水田では多面的機能支払交付金を活用し、地域共同で行う農地や農業用水路などの保全管理と環境活動の取組が行われている。畑地では施設・露地問わず、重点推進品目を中心に地域に応じた特色ある野菜が栽培されている。しかし、多面的機能支払交付組織の構成員を含む、地区内農業従事者の減少や高齢化が進むなか、遊休農地の更なる増加が懸念されるが、個人農家については農業機械などの課題や労働力の確保といった観点から大規模経営が難しい状況である。そのためこれから農業を担う新規就農者の確保や育成、地域農業を担うリーダーの育成が急務であるとともに、分散する農地の集積・集約化を進めていく必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業を担う人を明確にしつつ、担い手への農地の集約化・集積化を進める。そのなかで水田における野菜や果樹等の高収益作物への転換等、地域としての農業上の土地利用の在り方の方向性を検討していく。地域と担い手が一体となって農地を利用していくためにも、地域としての農業コミュニティを維持・発展させることで農業者同士で情報交換ができる体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者、新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】